平成２６年（フ）第１２９４号
札幌市中央区南13条西21丁目２番20―601号
債務者　南　　貞惠（旧姓松嶋）
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２９６号
札幌市西区八軒７条東５丁目４番31―203号
債務者　境　　正紀
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２９８号
札幌市北区新琴似12条13丁目７番21号
債務者　笹山　拓也
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２９９号
札幌市東区北17条東１丁目２番20―401号
債務者　品川　志保
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３００号
札幌市白石区菊水８条２丁目２番28号
債務者　中田　幸美
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３０１号
札幌市北区北28条西15丁目２番６号　アルノルテ新川102号
債務者　三宅　哲哉
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３０２号
札幌市北区新川715番地２　新川スマイルコート
債務者　青木　幸雄
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３０３号
札幌市中央区南８条西６丁目289―36　ルーブル８条館402、住民票上の住所札幌市東区本町１条６丁目５番16号
債務者　本田　真澄
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３０６号
札幌市東区北15条東８丁目１番８号　ブリリアント201号、申立時の住所札幌市中央区南２条東５丁目１番地55　ルーブル大通東104号
債務者　津曲由起子
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３０７号
札幌市東区北35条東５丁目２番22号　ハイツＫＦ202号
債務者　加藤　真弓（旧姓堀金）
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３１０号
札幌市西区発寒８条11丁目２番18号　ホワイトハウスＤ号
債務者　高橋　美樹（旧姓三上・田村）
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３１２号
北海道千歳市北光７丁目１番１号　北光ＭＳフルタイム104号
債務者　加我　潤一
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３１３号
札幌市北区新琴似６条４丁目１番46―３号　武田ＡＰ１号
債務者　平山　美幸
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３１４号
札幌市中央区南７条西12丁目３番14号　アークコート201号
債務者　大佐賀麻未
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３１７号
札幌市厚別区厚別中央２条１丁目１番10―203号
債務者　三上　友哉
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３２０号
札幌市白石区栄通２丁目１番30号　バーレルハウス104号
債務者　梅野　榮子
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３３２号
札幌市東区北16条東１丁目３番40―402号
債務者　中村　祐太
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部